

教学学第 340号

令和4年4月28日

「誰もが共に生きる埼玉県を目指し、
埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会」
猪瀬 浩平様

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美



質問に対する回答について

令和4年4月11日付け文章にて御質問のありました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

担当 さいたま市教育委員会事務局
学校教育部学事課教育費支援係
電話 048-829-1647
FAX 048-829-1990

公開質問状に対する回答

質問1 論点①②③に関する見解について

論点①に対する回答：

保護者の方々が、民族教育の場として埼玉朝鮮初中級学校を選ばれている理由として、金銭面を理由として選択をされているという認識はありません。自らのルーツに沿った教育を受けるために民族学校を選択されているという理解をしております。

論点②③に対する回答：

ご指摘をいただいている文書については、ご推察をいただいておりますとおり、「民族教育を否定したり、ましてや差別する意図」ということは全くございません。この事は、今までの協議の場においても、教育委員会よりご説明してまいりましたが、この文書の解釈について皆様方と教育委員会で見解の相違が存在し、疑義が生じているものと認識しております。文書表現について伝わらない部分があった事は憂慮すべき点として、今後より一層、文書表現については慎重を期して作成してまいります。

質問2 文書を撤回または修正する必要があると考えるので、その対応について

教育委員会では、以前より皆様と協議の場を設け、相互理解に向けて意見交換を行ってまいりました。

この度、公開質問状という形式で皆様からのご提案を改めてお受けするに至り、教育委員会でも文書表現について、さらに検討いたしました結果、教育委員会としての見解が十分に伝わらない表現であることに対し、配慮の必要性を感じたところです。

つきましては、教育委員会では、改めて当時の担当などから聴取を行い、ご指摘の文書に関して、正しく見解が伝わる文章とすべく、文書表現を改めた文書を作成し、保管することといたしました。

質問3 教育長からの市民にあてたメッセージについて

「差別や偏見のない社会にしよう」という取り組みにおきましては、さいたま市において「人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画」に基づき、以前より講座、講演会、研修会の開催、啓発資料の作成・配付などの事業を行ってきたところです。

教育委員会におきましても、「人権教育指導プラン（第3版）」に基づき、各学校において、人権教育の目標及び推進組織の設定、全体計画・年間指導計画を策定し、学校の教育活動全体を通じて、人権意識の高揚を図り、人権の意義・内容や重要性について理解を深め様々な人権問題を解決していこうとする児童生徒の育成を目的とした人権教育を推進しております。

今後も、お互いの文化や考え方を尊重し、同じ人間として共に生きていこうとする態度を育むことを通じて、国際理解を深め、人権が尊重され差別のない明るい地域社会づくりに努めてまいります。

質問4 教育長の学校訪問について

教育長の訪問については検討をしているところですが、年度内には伺わせていただきたいと思いますと考えております。